

行田市キャラクター等の使用に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市が商標登録を済ませたキャラクター等を広くPRするため、行田市キャラクター等を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行田ゼリーフライ（商標登録5227666号）愛称「こぜにちゃん」
- (2) 行田フライ（商標登録5227667号）愛称「フラベえ」

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人も前条に定めるキャラクター等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 行田市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他市長がその使用について不適當であると認めたとき。

(使用承認申請)

第4条 営利を目的として第2条に定めるキャラクター等を使用する者は、行田市キャラクター等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用を承認するものとする。


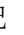

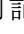
3 前項の規定による承認は、行田市キャラクター等使用（変更）承認通知書（様式第2号又は様式第3号）をもって行うものとし、承認をしない場合は、行田市キャラクター等使用不承認通知書（様式第4号）をもってその者に通知するもの

とする。

- 4 使用期間は、承認を受けた日から2年間とする。ただし、市長は電磁的記録に係る使用の申請を受けた場合において、使用期間が終了する1ヶ月前までに当該申請者から別段の申出がないときは、使用期間を2年間延長することができるものとし、以降も同様とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第2条に定めるキャラクター等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) キャラクター等のイメージを損なうデザインの改変をしないこと。
 - (2) 第2条第1号に掲げるものを使用する場合は、「行田市」「こぜにちゃん」の表記(別記「使用例1」参照)若しくは「行田市」(別記「使用例2」参照)の表記を付すこと。
 - (3) 第2条第2号に掲げるものを使用する場合は、「行田市」「フラベえ」の表記(別記「使用例3」参照)若しくは「行田市」(別記「使用例4」参照)の表記を付すこと。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長がキャラクター等の使用について付した条件を遵守するものとする。
- 2 キャラクター等の使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみに使用するものとする。

(承認内容の変更)

第6条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ行田市キャラクター等使用変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 前項の承認は、行田市キャラクター等使用(変更)承認通知書をもって行うものとする。

(違反等に対する取扱い)

第7条 キャラクター等を使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示(以下「請求等」という。)を行う。この場

合において、使用者は直ちにその請求等に従うものとする。

2 市長は、キャラクター等の使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、市長は行田市キャラクター等使用承認取消通知書（様式第6号）によりその者に通知するものとする。

3 前項の場合において、使用承認を受けていた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（市の責任）

第8条 前条の規定によるもののほかキャラクター等の使用に関し、使用承認を受けた者に損害が生じた場合であっても、市はその責めを負わない。

（争論等の解決）

第9条 キャラクター等の使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務において解決するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、当該キャラクター等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

使用例 1



使用例 2



使用例 3



使用例 4



様式第1号（第4条関係）

行田市キャラクター等使用承認申請書

年 月 日

行田市長 様

住 所

氏 名

下記のとおりキャラクター等を使用したいので申請します。

記

1 使用するキャラクター等

行田ゼリーフライ 行田フライ

2 使用目的

.....

3 使用内容

.....

4 使用期間

.....年 月 日 から年 月 日 まで

5 担当者連絡先

氏 名

電話番号

6 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条関係）

行田市キャラクター等使用（変更）承認通知書

行商第 号

年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありましたキャラクター等の使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

1 承認するキャラクター等

行田ゼリーフライ 行田フライ

2 承認内容

(1)使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

(2)キャラクター等使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。

(3)行田市キャラクター等の使用に係る取扱要綱を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

行田市キャラクター等使用（変更）承認通知書

行商第 号
年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありましたキャラクター等の使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

1 承認するキャラクター等

行田ゼリーフライ 行田フライ

2 承認内容

(1) 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、使用期間が終了する1ヶ月前までに別段の申出がない場合は自動的に2年間延長するものとし、以降も同様とする。

(2) キャラクター等使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。

(3) 行田市キャラクター等の使用に係る取扱要綱を遵守すること。

様式第4号（第4条関係）

行田市キャラクター等使用不承認通知書

行商第 号
年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありましたキャラクター等の使用について、下記の理由により不承認とします。

記

1 不承認するキャラクター等の種類

行田ゼリーフライキャラクター

行田フライキャラクター

2 不承認の理由

様式第5号（第6条関係）

行田市キャラクター等使用変更承認申請書

年 月 日

行田市長 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け行商第 号で承認された内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更する項目

.....

2 変更する内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第6号（第7条関係）

行田市キャラクター等使用承認取消通知書

行商第 号
年 月 日

様

行田市長



年 月 日付け行商第 号で承認しましたキャラクター等の使用について、下記の理由により取消します。

記

1 取消しするキャラクター等の種類

行田ゼリーフライキャラクター

行田フライキャラクター

2 取消しの理由